

犯罪による収益の移転防止に関する法律及び
同政省令に関するQ & A 【改訂版】

平成 24 年 8 月 3 日

日本証券業協会

—— 目次 ——

I	犯収法改正の概要	5
1	犯収法改正のポイント	
2	既存顧客への対応	
II	取引時確認	7
3	顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項	
4	顧客等が法人である場合の取引時確認の必要事項	
5	顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(1)	
6	顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(2)	
7	顧客等が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の必要事項	
8	「取引を行う目的」と顧客カードにおける「投資目的」	
9	特定投資家の「取引を行う目的」	
10	「取引を行う目的」の申告を受ける方法	
11	職業	
12	国等の事業の内容	
13	「事業の内容」の確認・記録	
14	「事業の内容」を確認する書類	
15	「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」	
16	人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」	
17	外国の法令に基づく資料による「事業の内容」の確認	
18	実質的支配者の確認方法	
19	上場会社等の実質的支配者の確認	
20	一般社団法人等の実質的支配者の確認	
21	議決権を確認する基準日	
22	間接支配者	
23	顧客等が自然人である場合の代表者等	
24	顧客が法人である場合の代表者等の確認方法(社員証や名刺)	
25	顧客が法人である場合の代表者等の確認方法(申込書等)	
26	代表者等であることの確認記録	
27	代表者等であることを確認する相手	
28	犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引	

III	厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認（法第4条第2項の確認）	17
29	なりすまし等の確認が必要な場合（1）	
30	なりすまし等の確認が必要な場合（2）	
31	イラン又は北朝鮮に居住する者	
32	実質的支配者の書類による確認	
33	書類の閲覧による確認	
34	更新された同種の本人確認書類による確認	
35	法定書類以外のものによる確認	
36	資産及び収入の状況の確認	
37	EDINETによる資産及び収入の状況の確認	
38	民間のデータベースによる資産及び収入の状況の確認	
39	配偶者の資産・収入の状況に関する書類による確認	
40	「200万円」の評価方法	
41	「厳格な顧客管理を行う」ことを顧客に告げること	
IV	法第10条関係	22
42	「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の情報に保つための措置」	
V	取引時確認を行う者について	22
43	顧客が法人の場合の取引時確認	
44	顧客が民法上の組合の場合の取引時確認	
45	顧客が信託銀行の場合の取引時確認	
46	特金勘定の場合の取引時確認	
47	法人の代表者・取引担当者の変更に係る取扱い	
48	財形契約等の場合の取引時確認	
49	ミリオン等の場合の取引時確認	
50	代理人による取引の場合の取引時確認	
VI	取引時確認が必要な取引について	25
51	金融商品取引における取引時確認	
52	施行規則第4条第1項第4号の解釈	
53	施行規則第4条第1項第9号の解釈	
54	有価証券の預託行為等に係る取引時確認	

VII	顧客等の本人特定事項の確認方法について	27
55	「取引関係文書」の範囲	
56	海外への郵送の取扱い	
57	本人確認書類のファクシミリ送信	
58	来店等による顧客の本人確認書類の写しの受入れ	
59	施行規則第12条第1項第1号の解釈	
VIII	本人確認書類について	28
60	旅券等の住居の記載	
61	「官公庁」の範囲	
62	施行規則第6条第4号の解釈	
63	複数の本人確認書類による確認	
64	補完書類を用いた確認	
IX	既に取り引時確認等を行っている顧客の取扱いについて	29
65	既に取り引時確認等を行っていることを確認したことに関する記録	
66	顧客が国等の場合の取引時確認済みであることの確認	
67	電話による注文の場合の面識ありの取扱い	
68	代表者等が変更した場合の面識ありの取扱い	
69	「顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物」の範囲	
70	「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」の範囲	
X	確認記録について	31
71	取引時確認を行った者、確認記録の作成者の記載	
72	確認記録の「氏名その他の当該者を特定するに足る事項」の記載	
73	確認記録の「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」の記載	
74	確認記録の「取引時確認を行った取引の種類」の記載	
75	確認記録の「確認を行った方法」の記載	
76	確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の記載	
77	「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」	
78	確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の確認	
79	国等の取引担当者が変更になった場合の取扱い	
80	施行規則第17条第3項の解釈	
81	確認記録と顧客カードの兼用	

XI	取引記録等について	35
82	取引記録等の作成・保存の範囲	
83	取引記録等の法定帳簿による代替	
84	「財産移転を伴う取引」の解釈	
XII	引受に係る取引時確認義務関係	36
85	引受に係る取引時確認義務	
86	売出人が複数いる場合の取扱い	
87	取引時確認の主幹事会社への委託	

犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ & A【改訂版】

平成 24 年 8 月 3 日
日本証券業協会

本Q & Aにおいては、以下の略称を用いています。

- 法……………犯罪による収益の移転防止に関する法律
- 施行令………犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令
- 施行規則…犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
- 改正法………犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律
- 整備令………犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
- パブコメ…平成 23 年に実施されたパブリックコメントにおける警察庁等の考え方
(平成 24 年 3 月 26 日公表)

I 犯収法改正の概要

1 犯収法改正のポイント

Q 平成 23 年の犯収法改正のポイントは。

A 平成 23 年 4 月の犯収法改正(平成 25 年 4 月 1 日施行)のポイントは次のとおり。

(1) 確認事項の追加

顧客等との間で特定取引を行う際の確認について、本人特定事項(*1)の確認に加え、次の事項の確認が義務付けられた。

- ① 取引を行う目的
- ② 顧客等が自然人である場合は職業、法人である場合は事業の内容
- ③ 顧客等が法人である場合で当該顧客等の実質的支配者(*2)が存在するときは、その者の本人特定事項

*1. 本人特定事項とは

個人の場合：氏名、住居及び生年月日

法人の場合：名称及び本店又は主たる事務所の所在地

*2. 実質的支配者とは、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある」として施行規則で定める者をいう。

(2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認

顧客等の間で次のいずれかに該当する取引を行うに際しては、当該顧客等について、上記（１）の事項に加え、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認が義務付けられた。

- ① 取引の相手方が契約時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
- ② 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引
- ③ イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する顧客等との間における特定取引その他イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引

なお、①、②の取引に係る本人特定事項の確認は、契約時確認に行った当該事項の確認の方法とは異なる方法（異なる書類を用いる）により行わなければならない。

また、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うこととなる。

（３）取引時確認等を的確に行うための措置

金融商品取引業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

（関係法令条文等）法第 4 条第 1 項、第 2 項、第 10 条、施行令第 11 条、第 12 条、施行規則第 13 条

2 既存顧客への対応

Q 改正法施行日前に旧法に基づく本人確認を行い取引口座を開設した顧客の行う有価証券の売買その他の取引は、法第 4 条第 1 項の適用が除外される「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当し、法第 4 条第 1 項の確認は不要であると考えてよいか。

A 「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当するかどうかは、今般行おうとしている取引が、改正法施行日前に締結した契約の内容に含まれているかという観点から判断することとなる。

具体的には、総合取引約款等に基づいて開設された口座において行う取引につい

ては、「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当すると考えられる。したがって、総合取引約款等に基づき口座を開設し、旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に行う有価証券の売買その他の取引に際しては、法第4条第1項の確認は不要である。

また、総合取引約款等に係る契約を締結していない場合であっても、債券等の現先取引に関する基本契約等の特定取引に係る基本契約を改正法施行前に締結しており、かつ、その際に旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に当該基本契約に基づき行う取引に関しては、法第4条第1項の確認は不要である。ただし、この場合、確認が不要となるのは当該基本契約に係る特定取引（例示の場合は現先取引）に限られることに注意が必要である。

なお、金融機関本人確認法施行以前に協会規則に定める方法により、本人確認・本人確認記録の保存を行っている顧客との取引、及び平成10年3月16日付け会員通知「「仮名（借名）取引」に関する点検について」（日証協（審）9第360号）に従い調査点検を行い、その記録が保存されている顧客との取引については、整備令第11条の規定に基づき、「旧法第4条第1項の規定による本人確認」とみなされる。

（関係法令条文等）改正法附則第2条第4項第1号、第2号、整備令第8条、第11条、パブコメ No. 137、No. 138

II 取引時確認

3 顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項

Q 顧客等が自然人である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が自然人である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。

- ① 本人特定事項（氏名、住居、生年月日）
- ② 取引を行う目的
- ③ 職業

また、顧客等と異なる自然人をいわゆる取引代理人等として設定し、取引口座を開設するような場合には、当該顧客等の確認に加え、当該自然人についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。

なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合には、資産及び収入の状況の確認が必要である。

（関係法令条文等）法第4条第1項、第2項、第4項

4 顧客等が法人である場合の取引時確認の必要事項

Q 顧客等が法人（国等に該当する法人を除く。）である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が法人（国等（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する法人を除く。）である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。

- ① 本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地）
- ② 取引を行う目的
- ③ 事業の内容
- ④ 実質的支配者が存在する場合は、その者の本人特定事項

また、当該顧客等の確認に加え、当該法人のために現に特定取引等の任に当たっている自然人（代表者等）についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。

なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合には、資産及び収入の状況の確認が必要である。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第2項、第4項、施行令第14条

5 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項（1）

Q 顧客等が国等（人格のない社団又は財団を除く。）である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が国等（人格のない社団又は財団を除く。）である場合には、当該国等のために現に特定取引等の任に当たっている自然人について、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第2項、第5項

6 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項（2）

Q 施行日後に国等に該当する上場会社が口座開設し、その後MBO等により上場廃止した場合であっても法第4条第1項の確認は不要としてよいか。

A 法第4条第3項の規定により、既に確認を行っている顧客については法第4条第1項の確認は不要とされている（取引時確認済みであることの実施）。

したがって、MBO等によって当該会社が非上場となった場合でも、取引時確認済

みであることの確認を行うことができれば、改めて法第4条第1項の確認は不要である。ただし、施行規則第17条第3項に基づく確認記録の変更が必要となる場合がある（実質的支配者の有無など）。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第3項、施行規則第17条第3項

7 顧客等が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の必要事項

Q 顧客等が人格のない社団又は財団である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が人格のない社団又は財団である場合には、次の事項の確認を行わなければならない。

- ① 当該人格のない社団又は財団のために現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項（氏名、住居、生年月日）
- ② 当該人格のない社団又は財団の取引を行う目的
- ③ 当該人格のない社団又は財団の事業の内容

（関連法令条文等）法第4条第1項、第2項、第5項

8 「取引を行う目的」と顧客カードにおける「投資目的」

Q 顧客カードにおける「投資目的」（各社が独自に設ける区分）により確認した項目は、法第4条第1項第2号の「取引を行う目的」に該当するか。

A 顧客カードにおける「投資目的」（各社が独自に設ける区分）により確認した項目は、法第4条第1項第2号の「取引を行う目的」に該当するものと考えられる。

（関連法令条文等）法第4条第1項第2号

9 特定投資家の「取引を行う目的」

Q 顧客カードの作成が必須ではない特定投資家については、「取引を行う目的」をどのように確認すればよいか。

A 例えば、顧客カードの「投資目的」と同じ項目に基づき確認することをもって「取引を行う目的」の確認とするなど、あらかじめ各社において確認事項を定めたいうで確認する必要がある。

（関連法令条文等）法第4条第1項第2号、パブコメ No. 40

10 「取引を行う目的」の申告を受ける方法

Q 「取引を行う目的」の確認の方法である「申告を受ける方法」について、具体的にはどのような方法があるか。

A 「申告を受ける方法」としては、顧客等又はその代表者等から「取引を行う目的」を直接聴取する方法、電子メールやFAX等を用いる方法のほか、金融商品取引業者等において「取引を行う目的」を一定の類型に分類し、顧客等又は代表者等から当該類型のいずれかにチェックのある申込書等を受け入れる方法や、インターネット画面上のプルダウンメニューの選択をさせることにより確認する方法も含まれると考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項第2号、施行規則第8条、パブコメ No. 37、No. 39

11 職業

Q 法第4条第1項第3号の「職業」については、顧客カードにおける職業分類（「会社役員、会社員・公務員、自営・商工サービス業、主婦、その他」等の分類）により確認・記録することによいか。

A 顧客カードにおける職業分類（「会社役員、会社員・公務員、自営・商工サービス業、主婦、その他」等の分類）により確認・記録することが考えられる。

なお、職業の「申告を受ける方法」は、「Q10 『取引を行う目的』の申告を受ける方法」の例による。

この際、顧客等から複数の職業について申告を受けた場合には、申告を受けたすべての職業を確認・記録する必要がある。一方、顧客等から一つの職業について申告を受けた場合には、申告を受けた一つの職業を確認・記録する必要があるが、顧客等に他の職業がないことまでを積極的に確認することまでは必ずしも求められていないと考えられる。

また、確認事項はあくまで「職業」とされているため、勤務先の名称等から職業が明らかである場合を除き、勤務先の名称等の確認をもって「職業」の確認に代えることはできないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項第3号、施行規則第9条第1号、第2号、パブコメ No. 42～45

12 国等の事業の内容

Q 国等である顧客等についても「事業の内容」について確認する必要があるか。

A 国等（人格のない社団又は財団を除く。）については、「事業の内容」を確認する必要はない。

一方、人格のない社団又は財団については、「事業の内容」を確認する必要があり、代表者等から申告を受ける方法により確認することとなる。

（関連法令条文等）法第4条第5項、施行規則第9条第1号

13 「事業の内容」の確認・記録

Q 法第4条第1項第3号の「事業の内容」について、定款や登記事項証明書に記載されているすべての事業内容について確認・記録をする必要があるか。

A 法人が営んでいる事業が多数である場合等は、定款や登記事項証明書に記載されているすべての事業内容を確認・記録するのではなく、特定取引等に関係する主たる事業のみを確認・記録することも認められると考えられる。

また、「事業」の単位は、必ずしも定款や登記事項証明書に記載されているものと同一にする必要はなく、例えば、金融商品取引業者等において一定の事業の類型を作成し、書類又は申告により、そのいずれに該当するかを確認することも認められると考えられる。

なお、仮に登記事項証明書等に記載されている全ての事業についてその内容を確認した場合等には、確認記録に「別紙参照」等と記載して当該登記事項証明書などを添付することも認められる（ただし、その場合には、登記事項証明書等の記載内容に変更があることを知ったときは、当該変更を確認記録に付記するなどする必要がある。）。

（関連法令条文等）法第4条第1項第3号、施行規則第9条第2号、第3号、パブコメ No. 20、No. 46～48

14 「事業の内容」を確認する書類

Q 法人である顧客等の「事業の内容」を確認する場合、「法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」とは、具体的にどのようなものが考えられるか。

A 例えば、金融商品取引法に基づく「有価証券報告書」や、法令により所管官庁等

に提出することとされている「事業報告書」等が考えられる。したがって、EDINET上の有価証券報告書により、事業の内容を確認することができる。

一方、会社のパンフレットやウェブサイトにある事業概要は、これに含まれない（ただし、ウェブサイトに掲載されている有価証券報告書等を除く。）。

そして、これらの書類を「確認する方法」としては、顧客等、代表者等その他の関係者から提示又は送付を受ける方法の他、金融商品取引業者等において書類を入手・閲覧する方法が含まれる。

なお、顧客等が上場会社の場合は、上場会社は国等に該当することから、「事業の内容」の確認は不要である。

(関連法令条文等) 法第4条第1項第3号、施行規則第9条第2号、パブコメ No. 12、No. 50、No. 52、No. 56

15 「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」

Q 「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業内容の記載があるもの」や「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの」とは、具体的にどのようなものが考えられるか。

A 例えば、オンライン登記情報提供制度により提供されている「事業の内容」がこれに該当すると考えられる。これらの書類は、官公庁が発行したものと認められれば、発行した官公庁の印は必須ではない。

また、外国の公的機関が運営しているオンライン登記所により提供されている「事業の内容」もこれに含まれると考えられる。

ただし、単に「事業の内容」が政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合や、民間のデータベース等については、これに該当しない。

なお、オンライン登記情報提供制度により提供されている情報をダウンロード又は印字したものは、施行規則第5条に掲げる本人確認書類には含まれないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項第3号、施行規則第5条、第9条第2号、3号、パブコメ No. 54～57

16 人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」

Q 人格のない社団若しくは財団である顧客等の事業内容の確認方法については、「申告を受ける方法」と規定されているが、人格のない社団若しくは財団の規約

等を受け入れた場合は、当該書類により事業内容を確認することは差し支えないか。

A そのような方法も差し支えないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、施行規則第9条第1号、パブコメ No. 41 (No. 37を参照)

17 外国の法令に基づく資料による「事業の内容」の確認

Q 外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないか。

A 外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料で施行規則第9条第3号イの要件を満たすものであれば、当該資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないと考えられる。ただし、単に「事業の内容」が外国の政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合や、民間のデータベース等については、これに該当しない。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、施行規則第9条第3号、パブコメ No. 58

18 実質的支配者の確認方法

Q 実質的支配者の有無や実質的支配者が存在する場合の本人特定事項については、どのように確認すればよいか。

A 実質的支配者の有無及び実質的支配者が存在する場合の本人特定事項については、顧客等の代表者等から申告を受ける方法により確認することが考えられる。法第4条第1項に基づく確認の場合には、必ずしも書類により確認する必要はない(法第4条第2項に基づく確認の場合については、Q30を参照)。例えば、口座設定申込書に、実質的支配者の有無及び実質的支配者の本人特定事項を記入する欄を設け、顧客等の代表者等に記入してもらう方法が考えられる。また、協会員において当該法人にかかる有価証券報告書等の公表書類を確認する方法も認められる。

なお、取引時に実質的支配者は無いことを回答した法人顧客について、その後実質的支配者がいることが判明した場合であって、当初の回答を偽っていたことが疑われる場合には、次の取引の際に法第4条第2項の規定による確認を行う必要がある。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、施行規則第10条第1項、パブコメ No. 60

19 上場会社等の実質的支配者の確認

Q 上場会社である顧客等について、実質的支配者についての確認は必要か。また、人格のない社団又は財団について、実質的支配者についての確認は必要か。

A 上場会社である顧客等は、法第4条第5項の「国等」に当たるため、実質的支配者についての確認は不要である。

人格のない社団又は財団については、「法人」に当たらないため、実質的支配者についての確認は不要である。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第5項、施行令第14条、施行規則第15条

20 一般社団法人等の実質的支配者の確認

Q 一般社団法人や宗教法人等における実質的支配者とはどのような者を指すのか。また、それらが複数いる場合は、そのすべてについて本人特定事項の確認が必要か。

A 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社等については、当該法人を代表する権限を有する者が実質的支配者となるので、一法人につき必ず一名以上の実質的支配者がいることになる。実質的支配者が複数いる場合は、そのすべてについて本人特定事項の確認が必要となる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、施行規則第10条第2項第2号、パブコメ No. 14、71、72

21 議決権を確認する基準日

Q 議決権の総数の4分の1を超える議決権を有しているかどうかを判断する際の基準日はいつか。

A 議決権の総数の4分の1を超える議決権を有しているかどうかを判断する際の基準日としては、例えば、直近の株主総会の開催に係る基準日以降で、顧客等が株主割合を把握している直近の日を基準日とすることが考えられる。なお、確認した議決権の割合については、記録する義務はない。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、施行規則第10条第2項第1号、パブコメ No. 66、No. 110

22 間接支配者

Q 実質的支配者が法人の場合、実質支配者である当該法人に加えて、当該法人の実質的支配者（いわゆる間接支配者）についても確認する必要があるか。

A あくまでも実質的支配者である法人について確認すれば良く、当該法人の実質的支配者（いわゆる間接支配者）まで確認する必要はない。

（関連法令条文等）法第4条第1項、施行規則第10条第2項、パブコメ No. 64

23 顧客等が自然人である場合の代表者等

Q 顧客等が自然人である場合、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たるものとして、同居親族や法定代理人、及び委任状がある場合と並んで「当該顧客等に電話を架けることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること」が掲げられているが、「これに類する方法」とは具体的にはどのような方法が考えられるか。

A 「これに類する方法」としては、メール、ファクシミリ等により確認すること、顧客等のところに直接赴いて確認すること等が考えられるが、単にメール等を送信することのみによっては、関係を確認することはできず、顧客等の返信等を要するものと考えられる。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第4項、第5項、施行規則第11条第1項、第4項第1号ハ、パブコメ No. 77

24 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法（社員証や名刺）

Q 顧客等が法人（人格のない社団又は財団を除く。）である場合、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たるものとして、「当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面を有していること」とあるが、社員証や名刺はこの書面に含まれるか。

A 社員証は、当該法人が作成（発行）したもので、顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等の氏名の記載があるものは含まれると考えられる。なお、代表者等の顔写真があることは必要ではない。

一方、名刺は一般に「顧客等が作成した」と判断することは困難なので、含まれないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第4項、第5項、施行規則第11条第1項、第4項第2号ロ、パブコメ No. 80

25 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法（申込書等）

Q 口座開設の申込書等であっても、法人から代表者等への権限の委任が確認できる書面（例えば、押印された書面において、当該代表者等が取引を一任する旨の申出が行われている）を受け入れた場合には、「当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有している」ものとして取り扱って差し支えないか。

A そのように取り扱って差し支えないと考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第11条第4項第1号、第2号、パブコメ No. 79

26 代表者等であることの確認記録

Q 代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていることを示す「書面」について、当該書面の写し等を保存する必要があるか。

A 取引時確認を行った場合に作成する「確認記録」には、「代表者等と顧客等との関係」及び「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」を記録することとなる。特定取引等の任に当たっていることを確認した際の書面の写し等を確認記録に添付することにより、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」の記録とすることも認められると考えられるが、当該書面の保存自体は法令上求められていない。

(関連法令条文等) 法第6条第1項、施行規則第11条第4項、第17条第1項第15号、パブコメ No. 19

27 代表者等であることを確認する相手

Q 施行規則第11条第4項第1号、第2号で列举されている方法のうち、書面については、必ずしも顧客等や代表者等から提示を受ける必要はないと解してよいか。

A 必ずしも提示を受ける必要はなく、金融商品取引業者等が自ら登記簿などを閲覧して確認することも認められると考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第4項、第5項、施行規則第11条第4項第1号、第2号、パブコメ No. 88

28 犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引

Q 不在者財産管理人や相続財産管理人は、施行規則第4条（旧規則第6条）第1項第13号ロに規定する「破産管財人又はこれに準ずる者」に含まれるか。

A 不在者財産管理人には、不在者が選任する場合と、家庭裁判所が選任する場合とがあり、前者については裁判所から選任されるものではないことから、「これに準ずる者」には含まれない。一方、後者については選任、解任及び辞任について裁判所が関与するとともに、裁判所が財産状況の報告及び管理の計算を命ずることができることとされており、裁判所の監督下にあると言えることから、マネー・ローンダリングのおそれは少なく、「これに準ずる者」に含まれると考えられる。

また、民法第953条に規定する相続財産の管理人は、家庭裁判所が選任することとされていること等により、家庭裁判所に選任された不在者財産管理人と同様、「これに準ずる者」に含まれると考えられる。

(関連法令条文等) 施行令第7条第1項、施行規則第4条第1項第13号ロ

Ⅲ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認（法第4条第2項の確認）

29 なりすまし等の確認が必要な場合（1）

Q 代表者等についても、契約時確認に係る代表者等になりすましている疑いがある場合や契約時確認事項を偽っていた疑いがある場合は、法第4条第2項に基づく確認が必要か。

A 顧客等のみならず、代表者等についてもなりすましや偽りの疑いがある場合や契約時確認事項を偽っていた疑いがある場合には、法第4条第2項に基づく確認が必要となる。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行令第12条、パブコメ No. 95 (No. 50を参照)

30 なりすまし等の確認が必要な場合（2）

Q 上場会社の代表者等が、契約締結時確認に係る代表者等になりすましている疑い

がある場合や契約時確認事項を偽っていた疑いがある場合には、法第4条第2項に基づく確認は当該上場会社の代表者等の本人特定事項のみを契約時確認とは別の方法により確認すればよいか。

A そのような確認の方法で差し支えないと考えられる。法第4条第5項及び施行令第14条の規定により、上場会社に対する法第4条第2項に規定する確認は取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項のみを確認することとされている。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第2項、第5項、施行令第14条

31 イラン又は北朝鮮に居住する者

Q イラン又は北朝鮮の国籍である者で、国内に住所がある者は、法第4条第2項第2号に基づく確認が必要か。

また、日本国籍のある者で、転勤等で一時的にイラン又は北朝鮮に居住している者は、法第4条第2項第2号に基づく確認が必要か。

A イラン又は北朝鮮の国籍である者であっても、国内に住所がある者は、法第4条第2項第2号に基づく確認は必要ない。

一方、日本国籍のある者であっても、転勤等でイラン又は北朝鮮に居住している者は、法第4条第2項第2号に基づく確認が必要となる。

なお、取引時点においてイラン又は北朝鮮に居住しておらず、その後居住することとなった場合でも、その後当該顧客と特定取引を行わないのであれば法第4条第2項第2号に基づく確認は不要である。

（関連法令条文等）法第4条第2項、施行令第12条第2項、パブコメ No. 122、127

32 実質的支配者の書類による確認

Q 法人顧客との取引が法第4条第2項の規定に該当することとなった場合の実質的支配者の有無は、書類により確認する必要があるか。

A 法第4条第1項第4号に規定する実質的支配者の確認は顧客からの申告により確認することとされているが、法第4条第2項の規定に該当することとなった場合は、実質的支配者の有無及びある場合はその内容について、施行規則第13条第3項第1号又は第2号に定める書類及び実質的支配者の本人確認書類（写しを含む。）による確認が必要となる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 13 条第 3 項

33 書類の閲覧による確認

Q 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法に関し、実質的支配者の有無や本人特定事項を有価証券報告書や登記簿等を閲覧することにより確認することも認められるか。

A 施行規則第 13 条第 3 項の「実質的支配者の本人確認書類又はその写しを確認する方法」とは、金融商品取引業者等において、有価証券報告書や登記簿等を閲覧するなどの方法も含まれると解されるので、実質的支配者の有無や本人特定事項について、有価証券報告書や登記簿等を閲覧することにより確認することも認められるものと考えられる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 13 条第 3 項

34 更新された同種の本人確認書類による確認

Q 法第 4 条第 2 項第 1 号イ又はロに掲げる取引について確認する場合に用いる、「当該関連取引時確認において用いた本人確認書類及び補完書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写し」について、例えば、口座開設時に運転免許証により確認を行っており、その後当該運転免許証が更新されている場合には、更新された運転免許証を用いて当該確認を行うことは可能か。

A 法第 4 条第 2 項は、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認であり、本人特定事項をより確実に確認する趣旨に鑑みれば、更新後の書類は、「当該関連取引時確認において用いた本人確認書類以外の本人確認書類」には当たらないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 13 条第 1 項、パブコメ No. 94

35 法定書類以外のものによる確認

Q 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して、実質的支配者の有無を確認する場合、海外における実質的支配者の確認方法として、現地で信頼のおける調査・格付会社から入手した情報により確認することは認められるか。

A 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際し、実質的支配者の有無を確認するために用いる資料については、発行主体は限定されていない。し

たがって、一定程度の信用性が担保された書類であれば、当該書類により実質的支配者の有無を確認することも認められると考えられる。

なお、この場合であっても、実質的支配者の本人特定事項については、本人確認書類又はその写しによる確認が必要となることに留意すること。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行規則第13条第3項、パブコメ No. 96

36 資産及び収入の状況の確認

Q 法第4条第2項における「資産及び収入の状況」の確認は、資産と収入の両方を確認する必要があるか。

A 資産及び収入の状況の確認は、当該顧客等の資産・収入の状況が当該取引を行うに相応なものであるかを判断できる程度に確認することが求められているものであり、当該確認ができれば、必ずしも資産と収入の両方を確認する必要はない。また、顧客等の全ての資産・収入を確認する必要もない。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行規則第13条第4項、パブコメ No. 97

37 EDINET による資産及び収入の状況の確認

Q 資産及び収入の状況の確認について、EDINET に掲載されている貸借対照表や損益計算書により確認することは差し支えないか。

A 顧客等の貸借対照表や損益計算書が EDINET に掲載されている場合、掲載されている貸借対照表や損益計算書により資産及び収入の状況を確認することは差し支えないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行規則第13条第4項

38 民間のデータベースによる資産及び収入の状況の確認

Q 資産及び収入の状況の確認について、金融商品取引業者等が通常の業務で用いている法人情報のデータベース（民間の機関（例えば帝国データバンク等）が運営するもの）により確認することは差し支えないか。

A 資産及び収入の状況の確認は、一定程度の信用性のある書類により確認することとされているところ、原則として民間のデータベースは含まれないと考えられる。

ただし、民間のデータベースにおいて、当該法人の貸借対照表等を確認できる場合には、当該書類により確認を行うことはできるものと考えられる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 13 条第 4 項

39 配偶者の資産・収入の状況に関する書類による確認

Q 施行規則案第 13 条第 4 項第 1 号ホで定められている、配偶者の資産・収入の状況に関する書類は、顧客等自身の書類が用意できない場合に限られないとの理解でよいか。

A 配偶者の書類を確認することが認められるのは、主婦等の収入がない者に対して配慮したものと考えられる。したがって、顧客等自身の書類が用意できないときに限られないものと考えられる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 13 条第 4 項第 1 号ホ、パブコメ No. 101

40 「200 万円」の評価方法

Q 施行令第 11 条の「200 万円」の評価方法は。

A 時価による評価が原則となる。例えば公社債の入出庫の場合は、額面ではなく時価で評価する。時価による評価が著しく困難であるなどやむをえない事情があり、かつ、時価による評価額と簿価による評価額に有意な差がないと認められる場合には、簿価による評価とすることができる場合もあると考えられる。また、外貨建て取引の場合は円換算金額によって判断する。

なお、「200 万円」は取引 1 件あたりの金額をいい、一定期間の取引の合計金額ではない。ただし、ごく短期間で多数の取引が行われた場合等で、それらの取引全体が実質的にひとつの取引と認められることがあることに留意すること。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行令第 11 条、パブコメ No. 26、No. 27

41 「厳格な顧客管理を行う」ことを顧客に告げること

Q 法第 4 条第 2 項、施行規則第 13 条の規定による確認を行うに当たり、「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」に該当することを顧客等に告げること自体は、法第 8 条第 2 項に抵触するものではないとの理解で良いか。

A 「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」と「疑わしい取引の届出を行おうとする取引」とは同一のものではないので、法第 4 条第 2 項の規定による確認を行うに当たり、前者の取引に当たることを顧客等に告げることは法第

8条第2項に抵触するものではないと考えられる。

(関連法令条文等)法第4条第2項、第8条第2項、施行規則第13条、パブコメ No. 126

IV 法第10条関係

42 「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」

Q 法第10条の「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」とは。

A 法第10条の「最新の内容に保つための措置」としては、例えば、約款等に確認事項に変更が生じた場合の顧客等の届出義務を記載すること等が考えられる。

(関連法令条文等)法第10条、パブコメ No. 21、No. 130、No. 131

V 取引時確認を行う者について

43 顧客が法人の場合の取引時確認

Q 顧客が法人の場合、取引時確認を行う対象となる者は誰か。

A 顧客が法人の場合、当該法人についての取引時確認と取引担当者についての取引時確認を行うこととなる。

ただし、顧客が、国等であるときには、以下について確認する。

国等(人格のない社団又は財団を除く。)	・現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人 特定事項
人格のない社団又は財団	・現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人 特定事項 ・取引を行う目的 ・事業の内容

(関連法令条文等)法第4条第1項、第5項、施行令第14条、施行規則第15条

44 顧客が民法上の組合の場合の取引時確認

Q 投資クラブ等の民法第667条第1項に基づく「組合」は、法第4条第5項に規定

する「人格のない社団又は財団」として取引時確認を行うこととなるのか。

A 民法第 667 条第 1 項に基づく「組合」は、法第 4 条第 5 項に規定する「人格のない社団又は財団」に該当するので、「Q 43 顧客が法人の場合の取引時確認」のとおりに取引時確認を行うこととなる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 5 項

45 顧客が信託銀行の場合の取引時確認

Q 信託銀行が、その管理するファンド別に口座を開設する場合、当初の口座開設時に当該信託銀行について取引時確認が行われていれば、それ以後、ファンド別に口座開設する際には取引時確認は不要と解してよいか。

A 当該信託銀行について、既に取り時確認を行っており、確認記録が保存されている場合には、再度、取引時確認を行う必要はない（取引時確認済みの確認を行うこととなる。）。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 3 項、施行令第 13 条第 2 項、施行規則第 14 条

46 特金勘定の場合の取引時確認

Q 信託銀行が金融商品取引業者に口座開設する場合において、当該口座が特定運用金銭信託に係るものである時は、金融商品取引業者は、口座名義人（顧客）である信託銀行について取引時確認を行えばよく、特定金銭信託の受益者について取引時確認を行う必要はないと解してよいか。

A 金融商品取引業者は、顧客である信託銀行について取引時確認を行えばよく、受益者については取引時確認を行う必要はない。なお、施行令第 5 条の規定は、信託契約について、信託契約の受託者（信託銀行）に対し、顧客である「委託者」に加え「受益者」についての取引時確認を求めるための規定である。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、施行令第 5 条

47 法人の代表者・取引担当者の変更に係る取扱い

Q 法人について取引時確認を行った後に、取引時確認を行った際の代表者・取引担当者が変更した場合、再度、取引時確認を行う必要はあるか。

A 取引時確認を行った際の記録が保存されている場合には、原則として、再度、取引時確認を行う必要はないが、顧客が法第4条第5項に規定する「人格のない社団又は財団」に該当し、取引担当者が変更されている場合は、当該者が取引時確認対象取引を行うに際し、変更後の取引担当者について取引時確認を行い、確認記録を保存する必要がある。

法人の代表者等が変更された場合でも、新たな代表者等について取引時確認を行う必要はない（人格のない社団又は財団を除く）。

ただし、代表者等について、法人との取引等何らかの機会においてその本人特定事項の変更又は追加があることを知った場合は、既に確認記録に記録・記載されている内容を残しつつ、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記することが求められている。なお、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を別途記録し、当該記録を確認記録と共に保存することができる。

（関連法令条文等）法第4条第3項、第5項、施行令第13条第2項、施行規則第14条、第17条第1項第15号、第3項、パブコメ No. 103

48 財形契約等の場合の取引時確認

Q 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく取引について、取引時確認はどのように行えばよいか。

A 勤労者財産形成促進法に基づく取引（いわゆる財形取引）については、契約者が「事業主」、「勤労者」の両方のケースがあるが、「勤労者」が契約者の場合には、個々の契約者（勤労者）についての取引時確認は不要であり、当該契約者の所属する事業主の取引担当者について取引時確認を行うこととなる。

（関連法令条文等）法第4条第5項、施行令第14条第4号

49 ミリオン等の場合の取引時確認

Q ミリオン等の労働協約に基づき給与天引の形態をとる取引について、取引時確認はどのように行えばよいか。

A ミリオン等の労働協約に基づき給与天引の形態をとる取引については、施行規則第15条第9号に掲げる取引に該当すれば、個々の契約者についての取引時確認は不要であり、当該契約者の所属する事業主の取引担当者について取引時確認を行うこととなる。

（関連法令条文等）法第4条第5項、施行令第14条第6号、施行規則第15条第9号

50 代理人による取引の場合の取引時確認

Q 顧客が未成年者である場合において、当該顧客の代理人である父親が口座開設手続きを行う時は、父親について取引時確認を行う必要があるか。

A 顧客である未成年者に加え、取引の任に当たる父親についても、施行規則第 11 条の規定により、本人特定事項の確認を行う必要がある。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 4 項、施行規則第 11 条

VI 取引時確認が必要な取引について

51 金融商品取引における取引時確認

Q 施行令第 7 条第 1 項第 1 号りに規定する「金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号から第 6 号まで若しくは第 10 号に掲げる行為又は同項第 7 号から第 9 号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第 1 項に規定する有価証券又は同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結」とは、証券総合口座の契約等の包括的なものを指すのか、個々の金融商品取引を指すのか。

A 証券総合口座の開設のような包括的なものと個々の金融商品取引の両方を指す。また、施行令第 7 条第 1 項第 1 号ネ及びバラにおいて「社債、株式等の振替に関する法律第 12 条第 1 項又は第 44 条第 1 項に規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結」及び「保護預りを行うことを内容とする契約の締結」が、取引時確認の必要な取引として規定されている。したがって、金融商品取引業者等にあつては、口座開設の際に顧客についての取引時確認を行うことが必要となる。

(関連法令条文等) 施行令第 7 条第 1 項第 1 号リ、ネ、ラ

52 施行規則第 4 条第 1 項第 4 号の解釈

Q 施行規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する取引は、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引とされているが、具体的にはどのようなことか。

A 金融商品取引業者等の自己の取引については、取引所等において取引の相手方となった金融商品取引業者等が法第 4 条に規定する「顧客等」に該当し、取引時確認

の義務が生ずる。すなわち、売り方金融商品取引業者等であれば買い方金融商品取引業者等が、買い方金融商品取引業者等であれば売り方金融商品取引業者等が、それぞれ「顧客等」に該当し、取引時確認を行うこととなる。しかし、このうち、取引所有価証券金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において、当該市場の取引参加資格に基づき執行される取引については、法の趣旨に鑑み、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として、取引時確認を不要とするものである。

なお、委託取引の場合には、金融商品取引業者等に取引の委託を行った者（投資家）が顧客に該当することとなる。

（関連法令条文等）施行令第7条第1項本文、施行規則第4条第1項第4号

53 施行規則第4条第1項第9号の解釈

Q 施行規則第4条第1項第9号に規定する取引とは具体的にはどのような取引を指すのか。

A スイフトに加盟する指定事業者、日本銀行、外国指定事業者（金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものを除く。）を顧客とするもので、スイフトを利用して確認又は決済の指示が行われる取引を指す。

（関連法令条文等）施行規則第4条第1項第9号、平成20年金融庁告示第11号（平成20年2月1日公布）

54 有価証券の預託行為等に係る取引時確認

Q 有価証券の単純な預託・引出・振替行為は、取引時確認が必要な取引に該当するのか。

【具体例】

証券保管振替機構への証券預託行為・引出行為

日本証券決済への証券預託行為・引出行為

日本銀行における売買を伴わない他社への単純な国債の振替又は担保に係る振替

A 社債、株式等の振替に関する法律第12条第1項又は第44条第1項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結及び保護預りを行うことを内容とする契約の締結については、施行規則第4条に定める取引及び施行令第13条に規定する既に取引時確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等を除き、取引時確認が必要な取引に該当すると考えられる。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第3項、施行令第7条第1項、第13条、施行

規則第4条

Ⅶ 顧客等の本人特定事項の確認方法について

55 「取引関係文書」の範囲

Q 施行規則第5条第1項第1号ロ等において規定されている「取引関係文書」には、例えば、口座開設のお礼状も含まれるのか。

A 口座開設のお礼状も「取引関係文書」に含まれる。

(関連法令条文等) 施行規則第5条第1項第1号

56 海外への郵送の取扱い

Q 施行規則第5条第1項第1号ロ等において規定されている「書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法」は、海外に郵送する場合にも可能なのか。

A 可能であると考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第5条第1項第1号

57 本人確認書類のファクシミリ送信

Q 本人確認書類の写し(コピー)の送付には、ファクシミリによる送信や電子メールにイメージファイルを添付する場合も含まれるのか。

A ファクシミリによる送信や電子メールにイメージファイルを添付する場合も含まれる。

(関連法令条文等) 施行規則第5条第1項第1号ハ、第3号ロ

58 来店等による顧客の本人確認書類の写しの受入れ

Q 店頭に来店した顧客が窓口で本人確認書類の写し(コピー)を持参した場合、当該写し(コピー)を受け入れることは可能か。

A 本人確認書類の写し(コピー)は、郵送等で送付を受ける場合にのみ受け入れることができ、店頭に来店した顧客については写し(コピー)の受入れは認められない。

(関連法令条文等) 施行規則第5条第1項

59 施行規則第12条第1項第1号の解釈

Q 施行規則第12条第1項第1号により規定されている方法は、具体的にはどのような取引が該当するのか。

A クレジット・カードによる支払等のように顧客の銀行預金口座の自動引落しにより決済される取引が該当する。この場合、クレジットカード会社は、顧客の取引時確認を直接行わなくとも、事前の合意に基づき、銀行（自動引落しされる預金口座が開設されている銀行をいう。）が当該顧客について取引時確認を行い、かつ、確認記録を保存していることを確認することで、取引時確認義務を履行したこととなる。

(関連法令条文等) 施行規則第12条第1項第1号

VIII 本人確認書類について

60 旅券等の住居の記載

Q 旅券又は一部の健康保険証のように、所持人が住居を記載するような書類であっても、住居の記載があるものと解してよいか。

A 所持人による住居の記載があれば、住居の記載があるものと解して差し支えない。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第1号

61 「官公庁」の範囲

Q 施行規則第6条第1号へ、ト、第2号ロに規定されている「官公庁」には、地方公共団体も含まれるのか。

A 地方公共団体も含まれる。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第1号へ、ト、第2号ロ

62 施行規則第6条第4号の解釈

Q 施行規則第6条第4号に規定されている「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもの」には、台湾政府が発行し

た書類も含まれるのか。

A 含まれる。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第4号

63 複数の本人確認書類による確認

Q 氏名、住居、生年月日が同一の本人確認書類で確認できない場合は、複数の本人確認書類で確認することは認められるか。(特に顧客が外国人の場合に想定される。)

A 原則としては認められない。ただし、金融機関本人確認法の運用時と同様に、外国人については、一の本人確認書類において、氏名、住居、生年月日を確認することがどうしても不可能である場合には、複数の本人確認書類により確認することも許容されると考えられるが、これは、あくまでも例外的な取扱いである。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第4号

64 補完書類を用いた確認

Q 現在の住居の記載がない本人確認書類の写し及び当該記載のある補完書類の写しの送付を受け本人特定事項の確認を行う場合、取引関係文書はどこに送付すればよいか。

A 補完書類に記載されている現在の住居に宛てて送付する。顧客が法人である場合は同様に、補完書類に記載された本店等(営業所を含む)の所在地に宛てて取引関係文書を送付する。なお、当該補完書類に記載された住居、本店又は営業所の所在地等に赴いて当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付する方法も認められる。

(関連法令条文等) 施行規則第5条第2項、第3項、第4項

IX 既に取り引時確認等を行っている顧客の取扱いについて

65 既に取り引時確認等を行っていることを確認したことに関する記録

Q 施行規則第14条の規定に従い、既に取り引時確認等を行っていることを確認した場合、当該確認について記録する必要があるか。

A 施行規則第 21 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項（口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項、取引の日付及び取引の種類）を記録し、7 年間保存する必要がある。ただし、上記事項が記録された取引記録等を作成し、7 年間保存する場合は、新たな記録を別途作成・保存する必要はない。

（関連法令条文等）施行規則第 14 条、第 21 条第 1 号、第 2 号、第 3 号

66 顧客が国等の場合の取引時確認済みであることの確認

Q 顧客が法第 4 条第 5 項に規定する国等（人格なき社団・財団を除く。）に該当し、かつ、取引の任に当たっている自然人（取引担当者）が変更した場合、「確認記録に記録されている顧客等（自然人）」と「現在において取引の任に当たっている自然人」が同一の者でなくとも、既に取引時確認を行っていることを確認することは可能か。

A 質問のような場合であっても、施行規則第 14 条に規定する方法により、既に取引時確認等を行っていることを確認することができる（改めて取引時確認を行う必要はない。）。

（関連法令条文等）法第 4 条第 3 項、施行令第 7 条第 1 項、第 13 条第 2 項、施行規則第 14 条

67 電話による注文の場合の面識ありの取扱い

Q 電話により注文を受ける場合において、施行規則第 14 条第 2 項に規定する「面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合」に該当する例外的なケースとは、どのようなケースが考えられるか。

A 顧客とその直前に面談を行っている等の特段の事情があり、電話の相手方が、確認記録に記録されている顧客と同一であることが明白である場合に限り、該当する。

（関連法令条文等）施行規則第 14 条第 2 項

68 代表者等が変更した場合の面識ありの取扱い

Q 「代表者等と面識がある場合」について、代表者等が変更した場合、「確認記録に記録されている代表者等」と「現在の代表者等」が同一の者でなくとも、既に取引時確認を行っていることを確認することは差し支えないか（金融商品取引業者等

が代表者等と面識があると認識してよいか。)

A 現在の代表者等と面識があることにより、当該顧客について既に取引時確認を行っていることが確認できる場合には、そのとおりに差し支えない。(既に取引時確認を行っていることの確認は、顧客について行うものであり、代表者等について行うものではない。)

(関連法令条文等) 法第4条第3項、施行令第7条、第13条第2項、施行規則第14条

69 「顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物」の範囲

Q 施行規則第14条第1項第1号に規定する「顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物」とは、金融商品取引の場合どのような物が考えられるか。

A 証券カード、契約締結時交付書面、取引残高報告書等の顧客しか入手できないような物が考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第14条第1項第1号

70 「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」の範囲

Q 施行規則第14条第1項第2号に規定する「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」とは、金融商品取引の場合どのような事項が考えられるか。

A 金融商品取引については、口座番号、暗証番号、パスワード等を組み合わせることが考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第14条第1項第2号

X 確認記録について

71 取引時確認を行った者、確認記録の作成者の記載

Q 取引時確認の事務を他の会社に委託（アウトソーシング）している場合、「取引時確認を行った者の氏名」、「確認記録の作成者の氏名」は、委託先（他の会社）に

において、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録することとなるのか。

A 実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録することとなる。したがって、この場合、委託先の者について記録することとなる。

なお、取引時確認について、他者に委託している場合であっても、取引時確認の義務及び責任は金融商品取引業者等にあることに留意する必要がある。

(関連法令条文等) 施行規則第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号

72 確認記録の「氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」の記載

Q 「氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」とは、例えば、当該者の押印がなされていればよいのか。

A 当該者が特定できるのであれば押印でも構わない。また、社内コードにより特定できる場合には、社内コードを記録することも可能である。

(関連法令条文等) 施行規則第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号

73 確認記録の「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」の記載

Q 来店等により、顧客より本人確認書類の提示を受けた場合（当該提示を受けた本人確認書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に保存する場合を除く）、当該提示を受けた時刻の記録は、どの単位で記録すればよいのか。

A 少なくとも、取引時確認を行った者やその状況等が特定できる程度の範囲での時刻の記録が必要である。

(関連法令条文等) 施行規則第 17 条第 1 項第 3 号

74 確認記録の「取引時確認を行った取引の種類」の記載

Q 「取引時確認を行った取引の種類」とは、「有価証券の取引」である旨が記録されていればよいか。また、「有価証券の取引」である旨が記録されていなくとも、協会規則の定める「顧客カード」の様式に従い、該当する取引の種類が記録されていればよいか。

A 前段については、そのとおりに解して差し支えない。後段については、取引時確認を行った取引の内容が実質的に分かるものであれば、差し支えない。

(関連法令条文等) 施行規則第 17 条第 1 項第 9 号

75 確認記録の「確認を行った方法」の記載

Q 顧客等又は代表者等の本人特定事項の「確認を行った方法」には、本人確認書類の名称が記載されていればよいか。また、顧客の職業又は事業内容や実質的支配者の有無等の「確認を行った方法」には何を記録すればよいか。

A 「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行った方法」については、例えば、「運転免許証の提示」、「運転免許証の写しの受領及び配達記録郵便による送付」、「施行規則第 5 条第 1 項第 1 号イの方法」のように記録することが考えられる。また、顧客の職業又は事業内容や実質的支配者の有無、実質的支配者の本人特定事項、資産及び収入の状況に関する「確認を行った方法」としては、例えば、「書類の提示」、「書類の送付」、「ウェブサイトでの閲覧」と記録することなどが考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第 17 条第 1 項第 10 号、第 17 号～第 20 号、パブコメ No. 18

76 確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の記載

Q 法人の場合において、「当該代表者等と顧客等の関係」とは、当該代表者等の役職名を記載することでよいか。

A 当該代表者等の役職名を記載することで差し支えない。

(関連法令条文等) 施行規則第 17 条第 1 項第 15 号

77 「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」

Q 施行規則第 17 条第 1 項第 15 号の「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」とは、具体的には何を記録すればよいか。

A 「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」については、例えば、施行規則第 11 条第 4 項に規定する事由のいずれに該当したか等について記録することが考えられる。

(関連法令条文等) 法第 6 条第 1 項、施行規則第 17 条第 1 項第 15 号、パブコメ No. 109

78 確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の確認

Q 「当該代表者等と顧客等の関係」について、当該代表者等又は当該自然人の名刺

により確認した「関係」を記録することでよいか。また、当該代表者等から、口頭により確認した「関係」を記録することでよいか。

A 業務における通常の善管注意義務の下で、名刺又は口頭により確認した「関係」を記録することで差し支えない。

なお、名刺の提示のみによっては、原則として「顧客等のために特定取引等の任に当たっている」と認められないことに注意を要する（Q24を参照）。

（関連法令条文等）施行規則第17条第1項第15号

79 国等の取引担当者が変更になった場合の取扱い

Q 国等の取引担当者が変更になった場合、確認記録を変更する必要があるか。

A 原則として「Q66 顧客が国等の場合の取引時確認済みであることの確認」と同様である。

なお、顧客が法第4条第5項に規定する「人格のない社団又は財団」に該当する場合において、取引を行う際に取引担当者が変更されているときは、変更後の取引担当者について取引時確認を行う義務があることから、取引時確認を行った内容に基づき確認記録を変更し、当該記録を保存することとなる。

（関連法令条文等）法第4条第5項、施行規則第14条第1項、第17条第1項第15号、第3項

80 施行規則第17条第3項の解釈

Q 施行規則第17条第3項の規定は、市町村の合併等により、市町村の名称が変更した場合に確認記録の変更を義務付ける規定ではないと解してよいか。

A そのとおり解して差し支えない。

（関連法令条文等）施行規則第17条第3項

81 確認記録と顧客カードの兼用

Q 本法に定める確認記録と協会規則に定める顧客カードについて、同一の用紙により兼用することは可能か。

A 確認記録の記録事項及び顧客カードの記載事項が盛り込まれていれば兼用することは可能である。

(関連法令条文等) 法第 6 条

XI 取引記録等について

82 取引記録等の作成・保存の範囲

Q 取引記録等の作成・保存は、顧客との取引に限定されるのか。

A 自己の取引であっても、別表（第 4 条関係）に規定する「特定業務」に該当するものについては、取引記録等を作成・保存する必要がある。ただし、施行令第 15 条及び施行規則第 19 条に規定する取引については、取引記録等の作成・保存は必要ない。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 7 条第 1 項、施行令第 15 条、施行規則第 19 条

83 取引記録等の法定帳簿による代替

Q 取引記録等については、金融商品取引法上の帳簿書類で代替することができるのか。

A 金融商品取引法上の帳簿書類で代替ことができ、具体的には、顧客勘定元帳により代替することができるものと考えられる。

ただし、顧客勘定元帳に記録されていない記録事項やその他の取引については、別途記録しなければならないが、既に作成している他の帳簿に当該取引に係る取引記録等の記録事項が記録され、当該帳簿が保存されていれば問題ない。

(関連法令条文等) 法第 7 条、施行規則第 21 条

84 「財産移転を伴う取引」の解釈

Q 金融商品取引業者等が顧客の指示に基づき、顧客名義の銀行口座に有価証券の売却代金等を銀行振込することは、施行規則第 21 条第 5 号に規定する「財産移転を伴う取引」に該当するのか。

A 該当する。

(関連法令条文等) 法第 7 条、施行規則第 21 条第 5 号

XII 引受に係る取引時確認義務関係

85 引受に係る取引時確認義務

Q 有価証券の引受に係る契約の締結については取引時確認が必要な取引として規定されているが、引受に際し、幹事会社となっている場合と非幹事会社（発行者又は売出人と引受契約の締結について協議を行うことのない会社をいう。）となっている場合で取扱いに違いはあるか。

A 幹事会社又は非幹事会社の区別なく、発行者又は売出人について取引時確認を行う必要がある。

（関連法令条文等）法第4条、施行令第7条第1項第1号リ

86 売出人が複数いる場合の取扱い

Q 売出人が複数いる場合、すべての売出人について取引時確認を行う必要があるか。

A すべての売出人について取引時確認を行う必要がある。

（関連法令条文等）法第4条、施行令第7条第1項第1号リ

87 取引時確認の主幹事会社への委託

Q 引受に際し発行者又は売出人について取引時確認を行う場合において、各引受会社が主幹事会社に取引時確認を委託することは可能か。

A 引受会社（非幹事会社を含む。）が主幹事会社に委託して施行令第7条第1項第1号に定める取引を行う場合は、引受会社が施行令第13条第1項の規定に基づき、取引時確認済みであることを確かめる措置をとれば、主幹事会社が既に行った取引時確認を援用することも可能である。

（関連法令条文等）法第4条、施行令第13条第1項第1号

以 上